

DIT-137 (和解) 裁判官認印

第 7 回 口 頭 弁 論 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 平成 31 年 (ワ) 第 136 号
期 日 令和 2 年 3 月 4 日 午 後 3 時 00 分
場 所 及び 公開 の 有 無 前橋地方裁判所民事第 2 部 法廷 で 公開
裁 判 官 粟 津 伸
裁 判 所 書 記 官 濱 岡 伸
出頭 し た 当事者 等 原告 今井 豊
被 告 代 理 人 石井 英智

指 定 期 日 弁 論 の 要 領 等

当事者 及び 利害関係 人間に 次のとおり 和解 成立

第 1 当事者 の 表示

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

原 告 今井 豊

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-7

被 告 廣橋 絹代

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-7

利 害 関 係 人 廣橋 忠夫

上記両名訴訟代理人弁護士 石井 英智

同 石井 妙子

第 2 請求 の 表示

請求 の 趣旨 及び 原因 は、 訴状 D IV, 訴状 D IV 回答書 兼 訂正申立書 (平成 31 年 4 月 22 日 付け) 及び 第 2 回 口頭 弁論 調書 の 各 記載 の とおり である から、

これらを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 濱 岡

伸 

(別紙)

和解条項

- 1 原告と被告及び利害関係人は、平成27年1月9日付「覚書」と題する書面による別紙物件目録1記載の土地（以下「本件土地」という。）の使用貸借契約及び同書面記載の各合意を、本日合意解除する。
- 2 被告及び利害関係人は、原告に対し、令和4年8月31日、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件各不動産」という。）を贈与する。
- 3 被告及び利害関係人は、原告に対し、本件建物につき、令和4年8月31日贈与を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は、被告の負担とする。なお、原告、被告及び利害関係人は、仮にこの所有権移転登記手続に支障が生じた場合には、被告及び利害関係人が真摯に協力することを確認する。
- 4 原告は、被告及び利害関係人に対し、本件各不動産の明渡しを令和4年8月31日まで猶予する。
- 5 原告は、被告及び利害関係人に対し、被告及び利害関係人が、本日から令和4年8月31日までの間、毎年、5月下旬からの1週間程度と11月下旬からの1週間程度の期間、本件各不動産に滞在し、利用することを認める。
- 6 原告、被告及び利害関係人は、被告及び利害関係人が、本件各不動産を明け渡すための準備以外の目的で、前項の期間以外の期間に本件各不動産に滞在し利用することを希望する場合は、事前に原告に連絡をし、協議することを確認する。
- 7 被告及び利害関係人は、第4項の期日限り、本件各不動産を明け渡す。
- 8 被告及び利害関係人は、前項により本件各不動産を明け渡した場合、

本件各不動産に残置した動産については、その所有権を放棄し、原告が自由処分することに異議がない。

9 原告はその余の請求を放棄する。

10 原告、被告及び利害関係人は、原告と被告との間及び原告と利害関係人との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

11 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

物 件 目 錄

- 1 所在 群馬県利根郡みなかみ町上牧字吉平乙
地番 3158番7
地目 宅地
地積 160.93 平方メートル
- 2 所在 群馬県利根郡みなかみ町上牧字吉平乙 3158番地7
家屋番号 3158番7
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
床面積 1階 74.52 平方メートル
2階 52.99 平方メートル

以上

